

常任委員会の動き ○ 審査概要・活動

総務文教 常任委員会

4 議案 可決

○行田市長の給与の特例に関する条例

問 給料月額50%減額分を市民のためにどのように使うのか、具体的な考えはあるのか。

答 具体的な使途を示した場合は、公職選挙法の寄付行為に抵触する懸念もある。また、本案は、市長としての誠意として減額するものであるため、減額分を何に使うかという具体的な使途については特になし。

○行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

問 臨時職員及び非常勤職員が法改正に伴い会計年度任用職員へ移行するということであるが、正規職員と会計年度任用職員との違いは何か。

答 会計年度任用職員のうち、フルタイム会計年度任用職員

については、組織の管理運営

に関する業務、財産の差し押

さえ等、権力的業務を除き、

職務内容や勤務時間は正規職

員と同様となる。また、パー

トタイム会計年度任用職員に

ついては、営利企業への従事

等の制限の規定が適用されな

いため、副業も可能であり、

それ以外は同様である。なお、

配偶者の扶養を外れないよう、

勤務時間を調整したい臨時職

員については、パートタイム

会計年度任用職員への移行を

選択してほしいと考えている。



建設環境 常任委員会

8 議案 可決

○行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

問 指定工事店の更新手数料を1万円とした根拠は。

答 事業者への通知から交付に至るまでの事務に要する経費を積算し、1万円とした。

○平成30年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定

問 営業利益が赤字であるが、今後の見通しは。

答 水道事業経営戦略策定時のシミュレーションにおいて

は、今後も営業利益の赤字は

解消されない見込みであり、い

ずれは経常利益も赤字になっ

てしまふ予想されている。

○令和元年度行田市一般会計補正予算(第3回)

問 まち並み景観整備について、対象区間の延伸や見直しを行う考えはあるか。

答 県の事業採択を受ける上で補助期間内に一定の区間を完了させる必要があることから、現状、幅員が広い箇所

ある行田郵便局から八幡神社までの区間とした。

まずはこの区間の整備を行い、ここを起爆剤にして広がっていかば良いと考えている。

問 本事業では、沿線にある既存の建物の外観を統一したイメージに改修するのか。

答 建物の外観を行田らしいイメージの佇まいに整えていく予定である。なお、どのようなイメージが行田らしいまち並みと言えるのかについては、今後、基本構想の策定の中で地元住民と話し合いを重ねて決めていきたい。

問 プレミアム付商品券を使用された店舗が換金できる期間はいつまでか。

答 使用期限である3月31日から2週間の猶予を設け、4月15日を期限とする予定である。

健康福祉 常任委員会

10 議案 可決

○行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

問 今回の改正に至った背景はどのようなものか。

答 以前から保護者より、仕事納めの12月28日と仕事始めの1月4日について、学童保育室を開室してほしいという意見があった。年末年初に就業する保護者も多いとの認識のもと、今回の改正に至った。

○行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

問 幼児教育・保育の無償化により国の制度として財源が保障されるようになると、利用者負担を抑えるため、市で負担していた分は不用となるが、これを給食費無償化の財源に回す考えはないか。

答 市で負担していた分が軽減されたとしても、その使途については市全体で考えていくべきものと考えている。現在の



八幡通り